

地域包括支援センター 各位

『介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書』について、御質問が続いておりますので御案内いたします。

- 新総合事業移行後、介護予防ケアマネジメントとしてケアプランを作成する場合  
→『介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書』を提出していただく必要があります。
  
- 新総合事業移行後、介護予防支援としてケアプランを作成する場合  
→既に『介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書』を提出している場合は、提出の必要はありません。  
→これまで、『介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書』を提出していない場合は、『介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書』を提出していただく必要があります。
  
- 介護予防支援なのか、介護予防ケアマネジメントなのかの判断は、勉強会資料の『介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン（Ⅱ―資料8）』を参照ください。

区分	届出書の提出	備考
介護予防支援→介護予防支援	不要	旧様式で提出していた場合も不要
介護予防支援→介護予防ケアマネジメント	要	届出日：記載した日 変更日：移行日 ※H29.3.1以降の日付
介護予防ケアマネジメント→介護予防支援	不要	
(なし) →介護予防支援	要	届出日：記載した日 ※H29.3.1以前は旧様式で提出
(なし) →介護予防ケアマネジメント	要	届出日：記載した日 ※H29.3.1以降の日付

平成 29 年 2 月 27 日 延岡市健康福祉部介護保険課